

令和6年度後期高齢者医療意思表示欄保護シール・ジェネリックシール印刷

1 作成物

(1) 大きさ

外寸は、縦 20.8cm、横 8.5cm とする。(別紙参照)

意思表示欄保護シール貼付用部分は縦横 7.5cm とし、ジェネリックシール貼付用部分は縦 0.7 cm、横 7.5 cm とする。(別紙参照)

(2) 厚さ

シールを貼り付けたときに被保険者証裏面の記載事項が透けて見えない厚さであること。

(3) 材質

貼付部分をきれいに剥がすことができ、被保険者証裏面に容易に貼り付けられること。
台紙の材質は問わないが、シール面、台紙ともに、注意事項等を印刷することが可能であること。

(4) のりの仕様 (シール部分)

一度はがすと貼れないタイプとすること。

(5) 配色等

シール面 色は契約締結後に調整する 2 色とし、枠内に黒文字で印字すること。

台紙 黒 1 色で印字する注意事項等を読み取ることが容易な色であること。

(6) 印刷枚数

1,624,000 枚

(①年齢到達分 140,000 枚 ②一斉更新分 1,378,000 枚 ③広域連合保管分等 106,000 枚)

2 校正

2回 色校正 1 回

印刷前にテスト印刷として仕上がり見本を提出し、確認を得てから本印刷を行うこと。

3 作成物の納品

(1) 納品場所

広域連合の指定する 2 箇所 (関東近県) に①年齢到達分と②一斉更新分、
広域連合事務局に③広域連合保管分等をそれぞれ納品する。

(2) 納品方法

梱包の最大単位は 1,000 枚とし、100 枚ごとに帯封をつけること。

(3) 納品期限 令和 6 年 5 月 31 日 (金)

4 かし担保 1 年間

5 停止条件

当該落札決定の効果は、令和 6 年度当初予算に係る議会の議決がなされた後、令和 6 年 4 月 1 日の令和 6 年度予算発効時において効果を生ずるものとします。

意思表示欄保護シールの使い方

保険証の裏面「臓器提供意思表示欄」に記入した後、シールをはがして、記入箇所が見えないように貼り付けることができます。

臓器提供に関する意思表示について、詳しくお知りになりたいときは、

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク

(電話 0120-78-1069) または

(電話 03-5446-8800)

までお問い合わせください。 ホームページをご覧ください。

臓器移植

検索



色付きの部分をはがしてご使用ください。

意思表示欄保護シール

※このシールは、必要なときには、はがすことができますが、再度貼り付けることはできません。

※新しいシールが必要なときは、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当にお問い合わせください。

ジェネリック医薬品希望シールの使い方

ジェネリック医薬品を希望される場合は色付きの部分をはがして、お薬手帳などに貼ってご使用ください。

ジェネリック医薬品を希望します

●意思表示欄保護シールをご利用ください●

臓器の移植に関する法律の規定により、保険証に、臓器提供に関する意思表示欄を設けております。

高齢の方でも、病気でお薬を飲んでいる場合でも、どなたでも記入することができます。

実際に提供が可能かは、医学的な検査をして判断しますので、ご家族や親しい人とよく話し合い、自分の意思を示しておくことが大切です。

提供したいと思う人は、保険証の裏面「臓器提供意思表示欄」に記入することで、自分の意思を表すことができます。また、提供しない意思を表すこともできます。

意思表示欄への記入は、義務ではありません。記入しなくても、保険証の効力や診療の内容に違いが出ることはありません。

記入した内容について他の人に知られたくない場合は、このシールをご使用いただけます。

保険証の裏面「臓器提供意思表示欄」の上にシールを貼ることで、記入した内容を見えないように保護することができます。

●ジェネリック医薬品希望シールをご利用ください●

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）と同等の効能・効果を持つ比較的安価な医薬品です。ジェネリック医薬品を希望される場合は、裏面のシールをお薬手帳などに貼ってご使用ください。

※保険証に貼ると、記載内容が確認できない場合があるためご注意ください。

20.8cm

8.5cm

裏面

7.5cm

0.7cm

7.5cm

表面